



みせいねんしゃとりけしけん 未成年者取消権ってなに？

社会経験の少ない未成年者（18歳未満の者）は、法定代理人（親権者などの保護者）の同意を得ずに行った契約は、原則、取り消すことができます。契約が取り消されると、代金を支払う義務はなくなり、商品を返還し、すでに支払った代金は、返金を求めることができます。



ただし、取り消しが出来ないケースがあることも、知っておきましょう！

- 法定代理人の同意を得て行った契約
- お小遣いの範囲内で行った契約
- 「成年者である」「親の同意がある」などとウソをついた場合 など

【アドバイス】

- ネット通販などで注文する際は、法定代理人の同意を得て、生年月日などは正しく入力しましょう。
- 家族のスマホやアカウントを利用して、オンラインゲームに課金したような場合は、未成年者が契約したことを証明することが難しく、取り消しが認められないこともあります。
- 未成年者契約の取り消しをする時は、本人もしくは法定代理人から、事業者に対して書面を作成し、通知する必要があります。
- ◆ わからないことや困ったことがあったら、すぐに家族や消費生活センターに相談しましょう。



まもりん

相談窓口の案内

戸 畑【ウェルとばた7F】 ☎861-0999
小倉北【小倉北区役所西棟1F】 ☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】 ☎951-3610
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】 ☎641-9782

消費者ホットライン ☎188

（あなたの地域の消費生活センターにつながります）



みもりん